

北朝鮮によるミサイル発射について

1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和5年3月16日(木) 7時9分頃
- (2) 発射場所 北朝鮮平壤近郊
- (3) 発射数等 発射数：ICBM級弾道ミサイル1発
方 向：東方向
距離等：
 - ・ 詳細については現在分析中ですが、発射された弾道ミサイルは約70分飛翔し、8時19分頃、北海道の渡島大島の西方約200kmの日本海(日本の排他的経済水域(EEZ)外)に落下したものと推定
 - ・ 飛翔距離は約1,000km、また最高高度は約6,000kmを超えると推定

2 首相指示(令和5年3月16日 7時13分)

- (1) 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
- (2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
- (3) 不測の事態に備え、万全の態勢をとること

3 防衛大臣指示(令和5年3月16日 8時39分)

- (1) 米国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
- (2) 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと

4 内閣官房発表内容(令和5年3月16日 8時39分)

- ・ 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていません。
- ・ これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難しました。

5 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行いました。

6 県の対応

情報収集及び市町村（国民保護担当課及び消防本部（消防組合））への情報伝達

7 最近の発射状況

北朝鮮による弾道ミサイル（可能性があるものも含む）の発射は、今年に入ってから少なくとも4回目